

地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び 地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン

Q & A

本ガイドライン策定の趣旨（P.1）

- Q 1 対象について、運動部活動の積極的な実施を特色にしている学校においても、本ガイドラインが適用になるか。
- Q 2 高等学校の原則適用の「原則」、小学校の対象とするが「配慮」について、どのように解釈すればよいか。
- Q 3 中学生が高等学校等と日常的に活動している場合、国のガイドラインに記載のある公立高等学校附属中学校のような、柔軟な取扱いができるか。

1 学校部活動（P.1～2）

- Q 4 校長が部活動指導員を任用することができるか。
- Q 5 部活動指導員及び外部指導者が万が一不祥事等を含める問題を起こした際の、対応についてどのように整理するか。
- Q 6 拠点校部活動とは何か。
- Q 7 多様なニーズに応じた活動とあるが、例えばスケートボードをやりたいといわれても困るのではないか。
- Q 8 様々な活動を同時に経験できるよう配慮とあるが、複数部活動間での休養日設定に係る調節などがうまくいかず、結果としてガイドラインを守れなくなるのではないか。
- Q 9 民間事業者の活動や連携とあるが、どのようなことが考えられるか。

2 地域クラブ活動（P.2～3）

- Q 10 地域クラブ活動と呼べる範囲はどのような活動か。
- Q 11 指導者の質の確保のための研修は必須ではないのか。
- Q 12 教師等の兼職兼業は、休日のみが対象か。
- Q 13 希望する教師等の兼職兼業とあるが、小学校教職員も対象と考えてよいか。
- Q 14 教師等に兼職兼業を認めたら、働き方改革の逆ではないか。
- Q 15 平日と休日の指導者が異なる場合、連携は必須だが、学校現場はより多忙となるのではないか。
- Q 16 日本スポーツ振興センターの保険を範囲拡大できないのか。
- Q 17 地域クラブ活動で指導をしている教師等が、万一問題を起こした場合の責任はどのように考えるか。

3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備（P.4）

- Q 18 改革推進期間終了後も休日に学校部活動を実施する場合、原則部活動指導員とあるが、「原則」の例外としてはどういったことを想定するか。

4 大会等への参加（P.4）

- Q 19 多様な活動を推奨する観点から、2種目以上の大会参加が認められるか。

5 安全に配慮した体制整備（P.4）

- Q 20 校外練習等で熱中症警戒アラートを受け取れない場合、どのように対処するか。

本ガイドライン策定の趣旨

Q 1 対象について、運動部活動の積極的な実施を特色にしている学校においても、本ガイドラインが適用になるか。

A 1 適用となります。本ガイドラインは成長期の生徒に対する医・科学や心身の健康、適切な関わり方の観点を含め整理したものです。これらは、積極的に部活動に取り組むための前提となるものです。

Q 2 高等学校の原則適用の「原則」、小学校の対象とするが「配慮」について、どのように解釈すればよいか。

A 2 「原則」「配慮」このどちらについても、実態に応じた中で上記A 1の観点を第一に考えた対応が必要であることを示したものです。

Q 3 中学生が高等学校等と日常的に活動している場合、国のガイドラインに記載のある公立高等学校附属中学校のような、柔軟な取扱いができるか。

A 3 他年代との活動は様々な場面で想定されます。本県では、体力や競技規則・規格等に対する配慮をしながら、それぞれの年代に応じた対応が必要と考えていることから、本ガイドラインの扱いとしています。

1 学校部活動

Q 4 校長が部活動指導員を任用することができるか。

A 4 できません。部活動指導員は、自治体の会計年度任用職員であることから、任用は学校の設置者が行います。校長が部活動指導員を確保するとは、学校の設置者へ部活動指導員配置の要請を行うことやその人選に関する情報提供を行うことを想定しています。

Q 5 部活動指導員及び外部指導者が万が一不祥事等を含める問題を起こした際の、対応についてどのように整理するか。

A 5 基本的には、部活動指導員は学校の設置者による任用責任、校長の監督責任の範囲における対処、外部指導者は、校長及び顧問の監督責任の範囲における対処が考えられます。一方、外部指導者は、市町村により有償又は無償のボランティアとして市町村が委嘱している場合も考えられるため、詳細は学校の設置者が策定する「設置する学校に係る部活動の方針」等を参考としてください。

Q 6 拠点校部活動とは何か。

A 6 拠点校部活動とは、近隣複数校において1校を拠点と定め、複数校の部員が当該拠点校の部活動として活動する方式です。県としては、拠点校以外の各校に同種の部活動が設置されていない場合において、拠点校への参加を認めることが適当であると考えます。各地域における取扱いは学校の設置者が策定する「設置する学校に係る部活動の方針」等を参考としてください。

Q 7 多様なニーズに応じた活動とあるが、例えばスケートボードをやりたいといわれても困るのではないか。

A 7 学校の指導体制内で「可能な範囲で」多様なニーズに応じる必要があります。その際、既存の考えに固執せず柔軟に考えることで、スポーツ・文化芸術活動の価値がより深まり、生徒も学校（地域）も充実する環境整備となることを願うものです。

Q 8 様々な活動を同時に経験できるよう配慮とあるが、複数部活動間での休養日設定に係る調節などがうまくいかず、結果としてガイドラインを守れなくなるのではないか。

A 8 学校として一律な休養日の設定や、対象部活動の限定等、多様な方法が考えられます。地域や学校の実情に応じて、市町村及び学校が主体的に活動体制について工夫することが必要とされます。

Q 9 民間事業者の活動や連携とあるが、どのようなことが考えられるか。

A 9 例えば、地域で活動するスポーツ・文化芸術団体、企業スポーツ等と連携し、定期でコーチングを受けたり、施設を供用したりすることが想定されます。また、こうした取組を経て、部活動指導員や地域指導者配置に関する協力を得ることも考えられます。

2 地域クラブ活動

Q10 地域クラブ活動と呼べる範囲はどのような活動か。

A10 地域において、中学校年代を含めて活動している団体であり、健全育成に寄与する団体と捉えます。営利活動を否定する意図はありません。

Q11 指導者の質の確保のための研修は必須ではないのか。

A11 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において定めます。

Q12 教師等の兼職兼業は、休日のみが対象か。

A12 休日に限定するものではありません。ただし、平日に行う場合は、本来業務に支障がないか、慎重に審議する必要があると考えます。

Q13 希望する教師等の兼職兼業とあるが、小学校教職員も対象と考えてよいか。

A13 対象と考えます。また、教師だけでなく教育関係職員、自治体職員等も想定されます。

Q14 教師等に兼職兼業を認めたら、働き方改革の逆ではないか。

A14 休日指導を望む教師等のやりがいに応え、適切な活動に対し、必要に応じて認めるものであり、休日指導を望まない教師等に（間接的であっても）兼職兼業申請を促すものではありません。休日指導を前提としない部活動の指導体制の構築を目指しています。

Q15 平日と休日の指導者が異なる場合、連携は必須だが、学校現場はより多忙となるのではないか。

A15 連携対象が本当に「必要な事項」であり、「でき得る範囲での」連携を設定することが重要と考えます。例えば、市町村レベルでは、協議会を活用した定例報告と個別報告の対象事項をそれぞれ定めることが考えられます。現場レベルでは、学習塾における学習内容や塾内で発生したトラブルの全てを把握し、学校で連携指導を行うことばかりではないように、地域及び学校、又は種目ごとに連携が必要な事項・方法・頻度を設計し、無理なく効果的な在り方を構築する必要があります。

Q16 日本スポーツ振興センターの保険を範囲拡大できないのか。

A16 できません。なお、スポーツ安全協会では、部活動の地域移行に対応すべく、令和5年4月より、従来の掛け金は据え置いた上で、日本スポーツ振興センターによる災害救済給付制度と同程度かつ賠償保険も付帯する補償内容に変更されます。実際の保険加入に際しては、補償規約を参照の上、他の保険利用や複数保険の重ね掛け等も含めて検討が必要です。

Q17 地域クラブ活動で指導をしている教師等が、万一問題を起こした場合の責任はどのように考えるか。

A17 無報酬のボランティアをして従事する場合を含め、運営団体・実施主体が管理主体となり対処します。公務員として活動に従事しているわけではないので、国家賠償法から離れ、刑法・民法に則って判断することとなりますが、公務員の性質上、結果として行政法による懲戒が必要となる可能性もあります。

3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備

Q18 改革推進期間終了後も休日に学校部活動を実施する場合、原則部活動指導員とあるが、「原則」の例外としてはどういったことを想定するか。

A18 例えば、臨時的・緊急的な措置として、外部指導者や拠点校方式等を活用・併用する体制等が考えられますが、生徒の指導上・安全上の観点から考えた時、説明責任に耐え得る体制の構築が必要であると考えます。

4 大会等への参加

Q19 多様な活動を推奨する観点から、2種目以上の大会参加が認められるか。

A19 各種大会における参加規程の範囲内において、2種目以上の大会参加は想定されます。ただし、その結果、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、年間の活動バランスを鑑みた上での判断が必要です。

5 安全に配慮した体制整備

Q20 校外練習等で熱中症警戒アラートを受け取れない場合、どのように対処するか。

A20 熱中症警戒アラートを受け取れるよう事前に備える必要があります。一方、実際の対処は熱中症警戒アラートそのものではなく、活動場所のWBGTを手掛かりに行います。活動前・活動中において必ずWBGTを測定することが重要です。また、いつもの活動場所でない場合は特に、ガイドライン中「※特別の場合」1～3を具備しているか、適切な水分・塩分を補給できるか等も確認した上での判断が必要となります。